

広島県告示第 671 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 8 月 5 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	大阪府大阪市北区梅田三丁目 4 - 5 ダイセル化学工業株式会社 代表取締役社長 札場 操
工場又は事業場の所在地及び名称	大竹市東栄二丁目 1 番 4 号 ダイセル化学工業株式会社大竹工場

2 申請の内容

37 タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設 9 基を廃止し、37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 2 基、37 タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設 1 基を新設する。また、37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 2 基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その 1) 37 タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設 9 基 廃止

(その 2) 新設

種 類	37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 1 基 (クロトンアルデヒド製造施設 C-5 (K-135))	37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 1 基 (エポキシド製造実験施設 X-20 (K-880))
能 力 (1 日 当 た り)	排水量 12.2 m ³	排水量 118.2 m ³
工 期	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 30 日

等	使用開始予定年月日	完成後1日	完成後1日
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時から24時 連続24時間 (季節的変動なし)	
	項 目	通常	最大
排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	7	7
	化学的酸素要求量	24,000	53,000
	浮遊物質量	20	30
	窒素含有量	0.1	1
	磷含有量	0	0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	10	12.2	107.4
汚水等の排出先	第一中和槽		第二排水口

(その3) 新設

種 類	37 タ 石油化学工業の用に供する廃ガス洗淨施設 1基 (アミン・ピリジン精製施設 DMH-5 (K-331 エジェクター))		
能 力 (1 日 当 た り)	排水量 104.4 m ³		
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後 30 日	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後 1 日	
使用	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	0時から24時 連続24時間 (季節的変動なし)	
	項 目	通常	最大
排出される汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	7	10
	化学的酸素要求量	300	500
	浮遊物質量	5	10
	窒素含有量	40	80
	磷含有量	0.1	0.5

排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)	98.4	104.4
汚水等の排出先	第一中和槽	

(その4) 変更

			変更前		変更後	
種	類		37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 1基 (クロトンアルデヒド製造施設 C-1 (K-102 缶出水))			
能力 (1日当たり)			排水量 14.6 m ³		排水量 2.4 m ³	
工期等	工事着手予定年月日				許可後直ちに	
	工事完成予定年月日				着手後 30 日	
	使用開始予定年月日				完成後 1 日	
使用の方法	項目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	化学的酸素要求量 (単位: mg / ℓ)	28,000	60,890	43,500	89,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		12	14.6	2.0	2.4
	汚水等の排出先		第一中和槽		C-5 (K-135) 及び第一中和槽	

(その5) 変更

			変更前		変更後	
種	類		37 ロ 石油化学工業の用に供する分離施設 1基 (アミン(1)施設 G1-1 (K-205 缶出口))			
工期等	工事着手予定年月日				—	
	工事完成予定年月日				—	
	使用開始予定年月日				許可後直ちに	

使用の方法	項 目		通常	最大	通常	最大
	排出される汚水等の状態	窒素含有量	(単位： mg/l)	8,800	17,800	8,600

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年8月5日から平成22年8月26日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに大竹市都市環境部環境整備課